

平成29年度第4回羽島市空家等対策推進協議会 会議要旨

日 時	平成30年2月21日(水) 午前10時00分から午前12時00分まで
場 所	羽島市役所 本庁舎4階 委員会室
出席者	<p>&lt;委員長&gt; (敬称略)</p> <p>岐阜県不動産コンサルティング協会会長 県空家等総合相談員 名和 泰典</p> <p>&lt;委員&gt;</p> <p>岐阜県弁護士会 竹中 雅史</p> <p>岐阜県空き家管理業協会会長 県空家等総合相談員 高橋 邦一</p> <p>羽島市社会福祉協議会 福祉活動専門員 岩田 詩織</p> <p>羽島市都市計画課 建築担当課長補佐 野村 匡央</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>生活交通安全課長 牧野 充守</p> <p>生活交通安全課 課長補佐 浅野 貴久</p> <p>生活交通安全課 主事 中村 秀明</p>
要 旨	<p>開会</p> <p>委員長あいさつ</p> <p>議題1 特定空家等の認定について&lt;個別案件の審議につき非公開&gt;</p> <p>その他</p> <p>羽島市空き家バンクについて</p> <p>事務局</p> <p>国土交通省の全国版空き家・空き地バンクに参加する準備を進めている。</p> <p>市及び専門家の調査結果を空き家バンクに掲載する。</p> <p>法律で定める空家等のみを扱う場合、空き家である状態が常態化するまで待つことで物件の価値が下がるため、空き家予備軍を定義し、空き家予備軍を空き家バンクに掲載できるようにする。施設に入所の予定がある等、居住者がなくなる見込みのものを想定している。</p> <p>現場の調査は所有者が行うこととするが、市がNPO法人や宅建業者を紹介する。低廉な空き家を扱うため、市が紹介する宅建業者は市と協定を締結するものとする。</p> <p>空き家バンクに掲載する空き家は所有者が適切に管理されているものとする。</p> <p>認知症等で所有権の移動ができなくなることを防止するため、所有権等の異動を円滑に行えるよう努めることとする。</p> <p>委員</p> <p>岐阜市では空き家バンクに限らず、所有者が空き家と認めたものは空き家として扱っている。</p> <p>委員</p> <p>宅建業者やNPO法人に依頼する際の現況調査にかかる費用は。</p>

事務局

宅建業者は400万円までの物件は手数料込みで18万円。NPO法人は平成29年度実施した見える化事業でかかった費用をベースにする。

委員

市が法的調査を行うと、調査を市に持ち込む宅建業者が出てくるのが危惧される。

事務局

法的調査は媒介を請け負ったものを行うことにすれば防げるが、NPO法人と宅建業者両方が媒介することになった場合、所有者は法的調査費を二重払いすることになる。

委員

所有者に理解してもらえない。

事務局

市長が調査を行う旨の記載は全て修正する。

委員

登録申込み時に調査結果を提出するようにすればよい。

委員

市長に空き家バンクに登録するかしないかの裁量があったほうがよい。

閉会